

中電工グループ 就活ハラスメント防止に関する基本方針

2026年10月1日

株式会社中電工

中電工グループ（以下、「当社グループ」）は、お互いの人格を尊重し、お互いを対等なパートナーとして認識することで、ハラスメントのない明るい職場づくりに取り組んでおり、いかなる形態のハラスメントも容認しておりません。

こうした考えのもと、学生等すべての求職者の皆さまが安心して就職活動に取り組める環境を整備するため、「就活ハラスメント防止に関する基本方針」を制定しました。

就活ハラスメントの定義

求職者に対する「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」等のことをいい、立場の弱い求職者の尊厳や人格を不当に傷つける言動を指します。

就活ハラスメントの具体例

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・性的な冗談や身体接触
- ・容姿・身体的特徴に関する不適切な発言
- ・威圧的な態度や人格を否定する言動
- ・その他、求職者の尊厳を損なう行為 等

採用活動に関する具体的なルール

採用活動において、社員が求職者の皆さまと接点を持つ際は、以下のルールを厳守します。

1. 面会場所
 - ・会社オフィス、学校等、公共性がある場所で可能な限り2名以上で面会、または当社グループ指定のオンラインシステムを利用します。
2. 連絡方法
 - ・当社グループの社用メール・社用携帯電話のみを使用します。
 - ・個人携帯や個人SNSでの連絡は行いません。
3. 選考中の飲食・懇親会
 - ・1対1の飲食・懇親会は行いません。
 - ・選考期間中に、飲酒を伴う飲食は行いません。
4. 上記のほか、求職者に不安や不快感を与えるおそれのある環境や態様での採用活動は行いません。

事実確認と対応

求職者からハラスメントに関する相談を受けた場合は、迅速かつ適切に調査を行い、被害者保護を最優先に必要な措置を講じます。また、調査における事実確認等へ協力した社員および関係者に対しても、不利益な取り扱いを行いません。

社員のハラスメント行為が確認された場合は、就業規則等に基づき厳正に対処するとともに、再発防止を徹底します。

継続的な取り組み

採用活動に関わる社員に対し、当基本方針の周知・徹底を目的とした研修を定期的を実施し、就活ハラスメント防止に向けた取り組みを継続します。

相談窓口の設置

求職者の皆さまが安心して相談できるよう、就活ハラスメント専用の相談窓口を設置しています。ご相談者のプライバシーは厳守され、相談が選考結果に影響することは一切ありません。

【就活ハラスメント相談窓口】

中電工総務部（コンプライアンス担当）

- ・ 電子メール：shukatsu@chudenko.co.jp
- ・ 電話：（０８２）２９９－７５１３（専用）

以 上